

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月20日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。	
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。	
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型砕工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による場重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ③土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	
				①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。	

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成27年11月10日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更正工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成29年11月10日 国土建第276号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成29年11月10日 国土建第276号	
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目指すような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、経降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等これに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（1/6）
 （有資格コード一覧（一般建設業1/3））

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	1級建設機械施工技士	7			7						7																				
		1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	7			7							7																	7		
		12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	7			7							7																			
		1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7			7							7																		7	
		13	1級土木施工管理技士	7			7	7					7	7	7			7											7			7	
		1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7			7	7					7	7	7			7											7			7	
		14	2級土木施工管理技士	種別	土 木	7			7	7				7	7	7													7			7	
		1D		土木（附則第4条該当）	7			7	7					7	7	7													7			7	
		15		鋼構造物塗装															7														
		16		薬液注入																													
		1E	薬液注入（附則第4条該当）																														7
		20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7				7	7	7			7	7	7	7	7	7					7				7	
		2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	7	7	7	7	7	7				7	7	7			7	7	7	7	7	7					7				7	
		21	2級建築施工管理技士	種別	建 築	7																											7
		22		躯体		7	7							7	7	7																	7
		2B		躯体（附則第4条該当）		7	7							7	7	7																	7
		23		仕 上 げ		7	7	7	7					7					7	7	7	7	7	7					7				
		27	1級電気工事施工管理技士								7																						
		28	2級電気工事施工管理技士								7																						
		29	1級管工事施工管理技士									7																					
30	2級管工事施工管理技士									7																							
31	1級電気通信工事施工管理技士																													7			
32	2級電気通信工事施工管理技士																													7			
33	1級造園施工管理技士																												7				
34	2級造園施工管理技士																												7				
建築士法	免許証	37	1級建築士		7	7					7	7							7														
		38	2級建築士		7	7						7								7													
		39	木造建築士			7																											
技術士法	登録証	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	7			7				7			7	7													7			7		
		4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（附則第4条該当）	7			7					7			7	7													7			7	
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	7			7					7			7	7																7	
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）	7			7					7			7	7																7	
		43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	7			7																										
		4C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」（附則第4条該当）	7			7																									7	
		44	電気電子・総合技術監理「電気電子」								7																				7		
		45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学、熱工学を除く）																												7		
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」												7																7		
		47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）																													7	
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」																												7	7	
		49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	7			7																										
		4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」（附則第4条該当）	7			7																									7	
		50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																												7		
		51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」	7			7																									7	
		5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」（附則第4条該当）	7			7																									7	
		52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）																														
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」																																
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」																																
電気工事士法	免状	55	第1種電気工事士								7																						
		56	第2種電気工事士																														
電気事業法	免状	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																														
		59	電気通信主任技術者																														
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者																										7				
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者								7																						
消防法	免状	68	甲種 消防設備士																														
		69	乙種 消防設備士																														

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（2/6）
（有資格コード一覧（一般建設業2/3））

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			7																										
64	型枠施工			7	7																									
6B	型枠施工（附則第4条該当）			7	7																									7
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																									7
5B	とび・とび工（附則第4条該当）				7																									7
73	コンクリート圧送施工				7																									
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				7																									7
66	ウェルポイント施工				7																									
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				7																									7
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管（注1）・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」						7		7							7														
77	タイル張り・タイル張り工									7																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																				
80	石工・石材施工・石積み					7																								
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>										7																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																		
83	工場板金																													
84	板金・建築板金・板金工（注4）						7										7													
85	板金・板金工・打出し板金																													
86	かわらぶき・スレート施工						7																							
87	ガラス施工																													
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																													
89	建築塗装・建築塗装工																													
90	金属塗装・金属塗装工																													
91	噴霧塗装																													
67	路面標示施工																													
92	畳製作・畳工																													
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																													
94	熱絶縁施工																													
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
96	造園																													
97	防水施工																													
98	さく井																													
61	地すべり防止工事																													
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）																													
40	基礎ぐい工事																													
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													

職業能力開発促進法

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにおいて、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいて、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいて、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいて、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにおいて、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

（注6） 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにおいて、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（3/6）
 （有資格コード一覧（一般建設業3/3））

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
36	基幹技能者	登録電気工事基幹技能者						7															7									
		登録橋梁基幹技能者				7					7																					
		登録造園基幹技能者																						7								
		登録コンクリート圧送基幹技能者				7																										
		登録防水基幹技能者																		7												
		登録トンネル基幹技能者				7																										
		登録建設塗装基幹技能者																		7												
		登録左官基幹技能者				7																										
		登録機械土工基幹技能者				7																										
		登録海上起重基幹技能者																														
		登録PC基幹技能者				7								7																		
		登録鉄筋基幹技能者												7																		
		登録圧接基幹技能者												7																		
		登録型枠基幹技能者				7																										
		登録配管基幹技能者												7																		
		登録鷹・土工基幹技能者				7																										
		登録切断穿孔基幹技能者				7																										
		登録内装仕上工事基幹技能者																			7											
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													7	
		登録エクステリア基幹技能者				7	7						7																			
		登録建築板金基幹技能者																			7											
		登録外壁仕上基幹技能者				7															7	7										
		登録ダクト基幹技能者												7																		
		登録保温保冷基幹技能者																													7	
		登録グラウト基幹技能者				7																										
		登録冷凍空調基幹技能者												7																		
		登録運動施設基幹技能者				7										7															7	
		登録基礎土工基幹技能者				7																										
登録タイル張り基幹技能者												7																				
登録標識・路面標示基幹技能者				7															7													
登録消火設備基幹技能者																														7		
登録建築大工基幹技能者				7																												
登録硝子工事基幹技能者																																
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		

備考

「36」基幹技能者について（平成30年4月1日から施行）

建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合には、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に、実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、中部地方整備局では、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることでの確認を行います。

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（４／６）
（有資格コード一覧（特定建設業１／３））

- 「２」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
- 「３」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「５」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
- 「６」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「８」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
- 「９」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3											3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工技士	9				9							9																	
	1A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	9				9							9															9		
	12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）					8																								
	1B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）					8																						8		
	13	1級土木施工管理技士	9				9	9				9	9		9	9		9									9		9		
	1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	9				9	9				9	9		9	9		9									9		9		
	14	2級土木施工管理技士	種別	土				8	8						8													8	8		
	1D			土木（附則第4条該当）				8	8							8												8	8		
	15			鋼構造物塗装															8												
	16			薬液注入					8																						
	1E			薬液注入（附則第4条該当）					8																						8
	20	1級建築施工管理技士			9	9	9	9	9	9		9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9		9		9		9		
	2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			9	9	9	9	9	9		9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9		9		9		9		
	21	2級建築施工管理技士	種別	建																									8		
	22			躯体					8	8				8	8														8	8	
	2B			躯体（附則第4条該当）					8	8				8	8														8	8	
	23			仕			8	8	8	8					8	8	8	8	8	8	8	8		8							
	27	1級電気工事施工管理技士								9																					
	28	2級電気工事施工管理技士																													
29	1級管工事施工管理技士								9																						
30	2級管工事施工管理技士																														
31	1級電気通信工事施工管理技士																							9							
32	2級電気通信工事施工管理技士																							8							
33	1級造園施工管理技士																							9							
34	2級造園施工管理技士																														
建築士法	37	1級建築士		9	9			9			9	9							9												
	38	2級建築士		8				8			8								8												
	39	木造建築士		8																											
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	9				9							9	9									9				9			
	4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）（附則第4条該当）	9				9							9	9									9				9			
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	9				9							9	9									9				9			
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」（附則第4条該当）	9				9							9	9									9				9			
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	9				9																								
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」（附則第4条該当）	9				9																					9			
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」							9															9							
	45	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																						9							
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体力学」又は「機械－熱工学」											9											9							
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）											9															9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」											9													9	9				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	9				9								9																
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」（附則第4条該当）	9				9								9													9			
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																							9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」	9				9																		9						
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」（附則第4条該当）	9				9																		9				9		
52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）											9																			
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」											9															9				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」											9															9	9			
電気工事士法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士																													
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																						8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者																													
消防法	68	甲種消防設備士																										8			
	69	乙種消防設備士																										8			

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（5/6）
（有資格コード一覧（特定建設業2/3））

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工			8																									
64	型枠施工			8	8																								
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																								8
72	左官			8																									
57	とび・とび工				8																								8
5B	とび・とび工（附則第4条該当）				8																								8
73	コンクリート圧送施工				8																								
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				8																								8
66	ウェルポイント施工				8																								
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				8																								8
74	冷凍空調和機器施工・空調設備配管																												
75	給排水衛生設備配管																												
76	配管（注1）・配管工																												
70	建築板金「ダクト板金作業」						8									8													
77	タイル張り・タイル張り工									8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8			8																				
80	石工・石材施工・石積み					8																							
81	鉄工（注2）・製罐																												
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											8																	
83	工場板金																8												
84	板金・建築板金・板金工（注4）						8										8												
85	板金・板金工・打出し板金																8												
86	かわらぶき・スレート施工						8																						
87	ガラス施工																8												
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	8											
89	建築塗装・建築塗装工																	8											
90	金属塗装・金属塗装工																	8											
91	噴霧塗装																	8											
67	路面標示施工																8												
92	畳製作・畳工																			8									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8									
94	熱絶縁施工																				8								
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8		
96	造園																												
97	防水施工																		8										
98	さく井																									8			
61	地すべり防止工事						8																			8			
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）						8																			8			8
40	基礎ぐい工事						8																						
62	建築設備士																												
63	計装																												
60	解体工事																												8

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

（注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（4/6）
 （有資格コード一覧（特定建設業3/3））

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
36	基幹技能者	登録電気工事基幹技能者																					8									
		登録橋梁基幹技能者				8																										
		登録造園基幹技能者																														
		登録コンクリート圧送基幹技能者				8																										
		登録防水基幹技能者																		8												
		登録トンネル基幹技能者				8																										
		登録建設塗装基幹技能者																	8													
		登録左官基幹技能者				8																										
		登録機械土工基幹技能者				8																										
		登録海上起重基幹技能者														8																
		登録PC基幹技能者				8								8																		
		登録鉄筋基幹技能者												8																		
		登録圧接基幹技能者												8																		
		登録型枠基幹技能者			8																											
		登録配管基幹技能者																														
		登録髷・土工基幹技能者				8																										
		登録切断穿孔基幹技能者				8																										
		登録内装仕上工事基幹技能者																			8											
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										8				
		登録エクステリア基幹技能者				8	8					8																				
		登録建築板金基幹技能者						8										8														
		登録外壁仕上基幹技能者			8															8	8											
		登録ダクト基幹技能者																														
		登録保温保冷基幹技能者																						8								
		登録グラウト基幹技能者				8																										
		登録冷凍空調基幹技能者																														
		登録運動施設基幹技能者				8																										
登録基礎工基幹技能者				8																												
登録タイル張り基幹技能者												8																				
登録標識・路面標示基幹技能者				8													8															
登録消火設備基幹技能者																													8			
登録建築大工基幹技能者			8																													
登録硝子工事基幹技能者																	8															
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		

備考

「36」基幹技能者について（平成30年4月1日から施行）

建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。

別紙③ 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業	指定学科	
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	
建築工事業 ガラス工事業	大工工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	とび・土工工事業 屋根工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	
管工事業 清掃施設工事業	水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科	
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科	
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科	
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科	

別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者